

教養コース 社会保障学

「福祉社会保障の成り立ちと富士見市の現状について」

第2回



「高齢者医療制度について」



期日 令和5年6月24日（土）10:00～12:00

会場 鶴瀬公民館

講師 富士見市保険年金課

関 悠登氏

参加者 18名



講師 関 悠登氏

なぜ、後期高齢者医療制度が必要か

これまでの制度が限界となる中で、将来にわたり、
世界に誇る国民皆保険制
度を守り高齢者が安心して医療を受け続けられるよ
うにするため。

医療費の現状

国民医療費は令和2年度で約43兆円、うち、75歳以上の医療費は約39%
の16.8兆円。

埼玉県の後期高齢者医療一人当たりの医療費は令和4年度で約84万円です。

後期高齢者医療制度の財政運営の仕組み

公費（国・都道府県・市町村 4：1：1）約5割

後期高齢者支援金（若年者の保険料）約4割

高齢者の保険料約1割 被保険者（75歳以上の方）

各医療保険（健保、国保等）の被保険者（0～74歳）

被保険者

県内に住む75歳以上の人

65歳以上75歳未満で、申請し、一定の障がいがあると広域連合の認定を
受けた人 但し、生活保護を受けている人は対象外。

加入する日

75歳の誕生日当日から

75歳以上の方が当市に転入した日から

65歳以上75歳未満の一定の障がいのある方が申請して広域連合の認定を受けた日から

保険証（被保険者証）－1

保険証は一人一人に交付

有効期限は1年、通常は8月1日から翌年7月31日まで

マイナンバーカードの普及を推進するため、令和6年秋に保険証の廃止を目指す事としている。

保険証（被保険者証）－2

窓口負担の割合（1割、2割、3割）が変わる人には、有効期限内でも随時、変更した保険証を渡している。

所得更正により負担割合が変更になった人は、対象年度の8月1日に遡って負担割合が変更となる。

マイナンバーカードの保険証利用

就職、転職、引越し後も健康保険証として使用できる。

限度額認定証の書類持参が不要。

健康管理や医療の質が向上。

確定申告の医療費控除が簡単にできる。



保険料のポイント

一人ひとりで納める

保険料額は、被保険者全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計。

保険料

埼玉県保険料率（令和4・5年度）

所得割率 8.38%

均等割り額 44,170円

賦課限度額 66万円

（保険料率は、2年ごとに医療給付費などの費用を見込んで算定し、決定する）

保険料の軽減措置

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額によって、均等割額が軽減される。

軽減の割合は、7割、5割、2割となっている。



保険料の納め方

原則は特別徴収です。

特別徴収の納期

仮徴収 4月、6月、8月

本徴収 10月、12月、2月

仮徴収は、前年の所得額が確定していないため仮に算定された保険料を納める。

本徴収は、確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納める。

患者負担

住民税課税所得により、窓口負担が1割、2割、3割となっている。

1人の場合

年金収入＋その他の合計所得金額が200万未満 1割負担

年金収入＋その他の合計所得金額が 200 万以上 2 割負担
住民税課税所得が 145 万円以上の所得のある人 3 割負担
2 人以上の場合は、年金額及びその他の所得により 1 割、2 割、3 割となる
場合がある。

その他次のような施策が行われている

自己負担の限度額（高額療養費）
負担を抑えるための配慮措置
高額医療・高額介護合算
食事療養費標準負担額（入院）
療養費の支給
葬祭費の支給
健康診査事業

報告 三上聡雄

以上